

省令

国土交通省令第七号

港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第五条第一項、第十二条及び第三十六条の三第四項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣 石井 啓一

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。別表第一京浜の部東京区第二区の中「十三号地信号所から二百六十二度八百十メートル」を「青海信号所から二百八十八度三十分二百十メートル」に改め、同部東京区第三区の中「大師橋」を「同橋」に、「東京東防波堤灯台（北緯三十五度三十六分四十三秒東経百三十九度四十九分四一秒）」から東京中央防波堤東灯台（北緯三十五度三十六分三十六秒東経百三十九度四十九分二十八秒）を「同防波堤突端から中央防波堤東端」に、「中央防波堤 中央防波堤内側埋立地南端」を「同防波堤内側埋立地南端」に改める。

別表第二京浜の部東京東航路の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 東京東航路 (Tokyo East Route) and 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 (Sea surface between lines connecting points 1-3 and 4-6). It lists specific coordinates for points 1 through 6.

別表第四京浜の部東京西航路の項中「十三号地信号所（北緯三十五度三十七分十三秒東経百三十九度四十六分十九秒）」を「青海信号所（北緯三十五度三十六分五十六秒東経百三十九度四十六分三十三秒）」に、「三百十一度」を「三百四十一度」に、「十三号地信号所の百四十四度、二百三十四度及び三百二十四度方向に面する信号板」を「青海信号所の二百五度及び三百四度方向に面する信号板」に改める。

附則

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

告示

金融庁告示第四号

チュウリツヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二十九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十六日

金融庁長官 森 信親

日本における代表者 面浦 正親 東京都世田谷区等々力三丁目二十八番十七ー百四号

金融庁告示第五号

エイチディーアイ・グローバル・エスイーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二十九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号に掲げる外国保険業者の商号の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十六日

外国保険業者の商号 エイチディーアイ・グローバル・エスイー

金融庁長官 森 信親 (旧商号) エイチディーアイ・グローバル・エスイー (旧商号) エイチディーアイ・グローバル・エスイー

法務省告示第八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十六日

法務大臣 岩城 光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社KNDコーポレーション

埼玉県戸田市笹目六丁目二十四番地の十

建築大工

農林水産省告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月十六日

農林水産大臣 森山 裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 静岡市（次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産省告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月十六日

農林水産大臣 森山 裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産省告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月十六日

農林水産大臣 森山 裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
平成二十八年二月十六日農林水産省告示第九百一十一号

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法 変更しない。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに香美市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）